

秋田県週休２日制工事に関する営繕課運用

秋田県週休２日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、営繕工事の運用を定める。

要綱第２条関係（定義）

- １ 要綱第２条（４）の「別に定める期間」は、次の①から④までの期間とする。
 - ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ②工事全体を一時中止している期間
 - ③施工計画書で定めた年末年始休暇６日間及び夏期休暇３日間
 - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第３条関係（休日）

１ 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙２を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書に添付し提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、週休２日の取組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第４条関係（対象工事及び発注方式）

- １ 要綱第４条第１項の「別に定める工事」は、工程上の制約等の事情により週休２日制工事に適さないと判断した工事とする。
- ２ 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合、発注工事毎に休日等が異なることは支障ない。
- ３ 要綱第４条第２項の「週休２日制工事の継続が適当でないと判断した場合」は、当該週休２日制工事の現場が被災した場合など、週休２日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。
- ４ 要綱第４条第３項の「発注方式」は、月単位の週休２日制工事（発注者指定型）を原則とする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型により週休２日に取組むことができるものとする。
- ５ 受注者希望型において、受注者は工事着手前に、週休２日への取組みについて発注者と協議するものとする。
- ６ 発注者は、特記仕様書に週休２日制工事であることを明示するものとし、別紙１のとおり記載する。

要綱第 5 条関係（工事成績評定）

- 1 発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休 2 日不履行の判断を行うものとする。
- 2 工事成績評定の加点方法については、考査項目「4. 工事特性」－「施工現場での対応」－「施工状況（条件）に対応した施工・工法等」－「その他（理由：完全週休 2 日の達成（例：評価項目①、②、③））」に加点するものとする。なお、減点方法は要綱に定めるとおりとする。
- 3 要綱第 3 条第 1 項に基づき、休日作業日及び振替休日を監督職員に届け出ている場合、当該振替休日の設定により、施工計画書に定めた休日予定のとおりの休日の確保をおこなっているものとして、要綱第 5 条第 1 項【完全週休 2 日評価対象項目】②及び③の評価を行う。

要綱第 6 条関係（工期変更）

- 1 週休 2 日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第 7 条関係（工事費の積算）

- 1 要綱第 7 条第 1 項の「積算方法」は、(1)及び(2)による。なお、労務費の補正に用いる係数は次表のとおりとする。

	4 週 8 休 未 満	4 週 8 休 以 上	月 別 4 週 8 休 以 上	完 全 週 休 2 日
労 務 費	補正なし	1 . 0 2	1 . 0 4	
現 場 閉 所 率	28.5%未満	28.5%以上		

(1)発注者指定型

月別 4 週 8 休を達成した場合の補正係数を労務費に乗じて、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況が月別 4 週 8 休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第 25 条の規定に基づく請負代金額の変更を行うものとする。

(2)受注者希望型

4 週 8 休以上の達成を前提とした労務費の補正は行わずに、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第 25 条の規定に基づく

請負代金額の変更を行うものとする。

2 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は別紙参考による。

要綱第8条関係（その他）

1 余裕を持った工期設定を行うこと。

2 発注者は、週休2日を考慮した施工計画書及び実施工程表を受注者に提出させるものとする。

3 参考様式（別紙2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和3年3月11日 営－392）

1 この運用は、令和3年4月1日から施行する。

2 この運用による規定は、令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和3年9月15日 営－127）

1 この運用は、令和3年10月1日から施行する。

2 この運用による規定は、令和3年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和4年3月14日 営－406）

1 この運用は、令和4年4月1日から施行する。

2 この運用による規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和4年3月24日 営－425）

1 この運用は、令和4年4月1日から施行する。

2 この運用による規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和4年9月1日 営－441）

1 この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日 営－992）

1 この運用は、令和5年4月1日から施行する。

2 この運用による規定は、令和5年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和6年8月26日 営－409）

1 この運用は、令和6年10月1日から施行する。

2 この運用による規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

【参考】

単価の補正方法について

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下に定めるもののほか、「秋田県営繕工事単価決定要領」の定めるところによる。

なお、週休2日制工事用標準単価（月別4週8休以上、4週8休以上）は、以下に定める補正が考慮された単価となっている。

また、見積単価は補正係数による補正の対象外とするため、見積徴取の際は週休2日を条件に付すこと。

(1) 「複合単価」の補正方法

複合単価の労務単価は、秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用に定める週休2日の達成状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、表A、表E及び表Mの補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)表A、表E及び表Mの「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A、表E及び表Mの改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、
表A、表E及び表Mの補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

刊行物の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

刊行物の掲載価格 × 改修補正率

表A 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	完全週休2日 月別4週8休以上		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	刊行物	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01

建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	刊行物	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	刊行物	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「刊行物」：刊行物の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日 月別4週8休以上		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15

配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、 銅覆銅棒、接地極埋設票 (金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休 2 日 月別 4 週 8 休以上		4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.04	1.24	1.02	1.22
衛 生 器 具 設 備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22